

令和2年度居宅介護指摘事項一覧

22事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	虐待の防止体制	虐待防止責任者の設置をしていない、虐待防止マニュアルを作成していない、虐待防止啓発掲示物及び虐待相談・通報・届出先を掲示していない、虐待防止研修を全ての従業者に実施していない等、虐待防止等のための体制の整備等を行っていませんでした。利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第3条第3項 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について	9
2	アセスメント	アセスメントが初回計画作成時に行われていない事例がありました。初回の居宅サービス計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時には、居宅介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第155号第10条第2項、第20条 障発1206001号通知第3の3(16)②	8
3	法定代理受領の通知	法定代理受領により区市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた際に、受領した介護給付費の額を利用者へ通知していませんでした。利用者に対して介護給付費の額の通知をしてください。	都条例第155号第27条第1項 障発1206001号通知第3の3(13)①	6
4	実施状況の把握	居宅介護計画の実施状況の把握を行っていることが確認できず、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っていませんでした。また、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明していませんでした。居宅介護計画作成後は、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行ってください。また、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明を行ってください。	都条例第155号第10条第4項 障発1206001号通知第3の3(16)①④	6
5	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	支援法第51条の2第1項及び第2項 支援法施行規則第34条の27第1項第1号及び第34条の28第1項	5
6	秘密保持	管理者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第155号第36条第2項、第3項 障発1206001号通知第3の3(27)②③	2
		個人情報を用いる場合の同意を利用者及びその家族からあらかじめ文書で得ていませんでした。利用者等と個人情報使用同意書等で同意を得るなど必要な措置を講じてください。		1
7	計画の作成	居宅介護計画が作成されていませんでした。また、サービス等利用計画の内容が居宅介護計画に反映されていませんでした。居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族に、当該居宅介護計画の内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付してください。	都条例第155号第10条第2項、第3項 障発1206001号通知第3の3(16)①②③	2
		一部の利用者の居宅介護計画の同意欄に日付、署名が記載されておらず、適切に交付されていることが確認できない事例がありました。居宅介護計画を利用者またはその家族に交付したことが確実にわかるよう、適切な書類管理に努めてください。		1
8	サービス提供の記録	サービス提供の記録がない事例がありました。また、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて利用者から確認を受けていませんでした。指定居宅介護を提供した際はその都度記録を行い、記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けてください。	都条例第155号第23条第1項、第2項 障発1206001号通知第3の3(9)①②	2
9	従業員の員数	実働している訪問介護員が1人のため、常勤換算方法で2.5人以上の員数を満たしていませんでした。訪問介護員等の員数を常勤換算方法で2.5人以上の人員基準を満たすようにしてください。	都条例第155号第5条 障発1206001号通知第3の1(1)①	1
10	研修	従業者の資質の向上のための研修が行われていませんでした。従業者の資質の向上のために年間の研修計画を立て、計画的に研修を行い、研修の終了後は、職員間で研修の内容の共有ができる体制の整備をしてください。	都条例第155号第12条第3項 障発1206001号通知第3の3(22)③	1
11	居宅介護サービス費の算定	指定居宅介護サービスの提供を行った際に、正しい時間区分で算定していない事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第1の1 障発1031001号通知第2の2(1)①	1